

豊かな心を 育むために



ハンセン病関係実践資料集

熊本県教育委員会

※使用された表現や用語等は平成15年度当時のものであり、指導に当たっては、熊本県人権教育・啓発基本計画を踏まえ、「ハンセン病患者等」ではなく、「ハンセン病回復者等」の表現を使用するようお願いします。

はじめに

熊本県教育委員会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、教育の果たす役割の重要性を深く認識し、すべての学校、すべての地域で積極的に人権教育を推進しています。

その具体的取組として、例年人権教育推進資料集を作成していますが、今年度は、人権問題の重要課題の一つであり、本県に関わりの深い「ハンセン病問題」についての資料集の作成を進めて参りました。

この資料集は、学校において、ハンセン病についての正しい知識を習得し、差別意識を解消していくことが大切であることをふまえ、そのための授業実践例や参考資料等で構成されています。

作成に当たっては、県内の10名の編集委員による授業実践をもとに検討を重ねたうえで実践例として示し、さらに資料掲載については関係諸機関のご協力、ご助言をいただきました。

各学校におかれましては、ハンセン病に対する差別と偏見をなくすとともに、あらゆる人権問題の解決のために、これまで作成しました人権教育推進資料と併せて活用し、人権教育として実践の充実を図られることを願うものです。

平成16年3月

熊本県教育委員会

活用にあたって

本実践資料集は、ハンセン病に関する正しい知識を習得し理解を深めることにより、あらゆる人権問題について、不合理な差別や偏見を見逃さず正しい判断により行動できる児童生徒の育成を目指し作成したものです。

各学年の実践事例については、すべての地域で学習が可能となるように配慮した指導例としました。特に、3つの視点別目標（医学から見るハンセン病、歴史から学ぶハンセン病、ハンセン病患者等の人権回復）を設け、ハンセン病に対して、正しく理解することを基本としています。

本実践資料集の活用にあたっては、あくまでも基本的な一例であることを認識し、各地域の特性及び学校の実態に即し、積極的に活用してください。

I 目標

小・中・高等学校の目標を系統的にとらえ示しています。

II 視点別目標等

医学から見るハンセン病、歴史から学ぶハンセン病、ハンセン病患者等の人権回復の3つの視点より、それぞれの目標と内容を示しています。特に、内容には、小・中・高等学校、それぞれの発達段階に応じて学習すべき要点を記載しています。

III 取組の具体化

実践例

《指導目標》

実態やねらいに応じ、指導計画を構想するときの参考にしてください。

《指導計画》

学習を進める上での指導に必要な内容を、視点別目標に即しながら示しています。また、そのときに活用できる資料についても記載しています。

《指導例》

題材 本指導例における題材名を示しています。

指導にあたって

本題材の指導にあたり、学習を進めていくうえでの指導の方向性や必要な留意事項を示しています。実際の指導にあたっては、このことをしっかりと把握し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるように配慮してください。

学習指導例

ここでは、目標、学習の流れ及び本授業において留意したい授業のポイントを示しています。

人権教育を推進する上で必要とされる「気づき→考え→行動化」の指導の手順に従い、授業の構成をしています。本展開は、あくまでも基本的な例です。各地域、各学校の実態に応じた学習を展開してください。

気づき…思い込みや決めつけなどによる予断と偏見のおかしさに気づく。

考　え…正しい知識を習得し、不合理な差別について考え方を深める。

行動化…自分で判断し、行動していこうとする態度を育てる。

その他考えられる指導例

県内の小・中学校において、総合的な学習の時間を活用して行われた一例を記載しています。学校の実態に応じた取組が必要です。

関連資料

実践例における活用資料について記載しています。

※ 本資料は、「医学から見るハンセン病」「歴史から学ぶハンセン病」「ハンセン病患者等の人権回復」の3つの視点で学習が展開されるように配慮した指導資料集です。

その際、ハンセン病が治癒しているにもかかわらず、病気に対する誤った考え方（偏見）を温存させるおそれのある「ハンセン病患者・元患者」という表現については、関係者の思いに配慮し、「ハンセン病患者等」で表現しています。

関連資料、参考資料においては、出典に即した表現を基本としています。

目

次

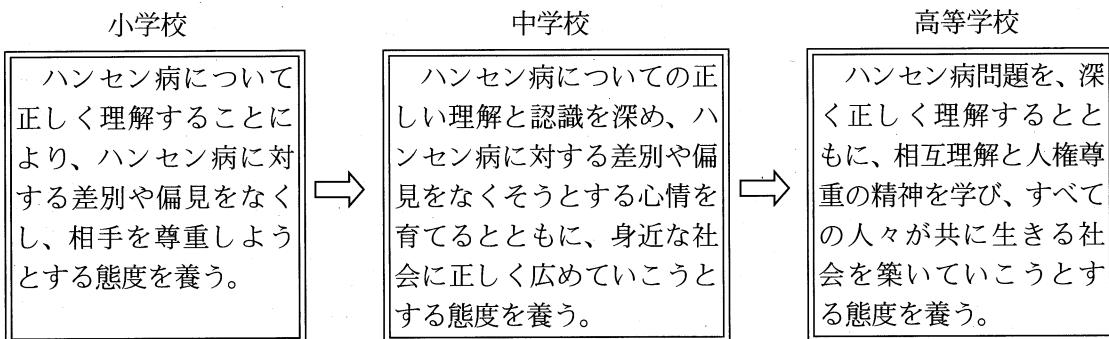
はじめに
活用にあたって

I 目標	6
II 視点別目標等	6
(1) 医学から見るハンセン病	6
(2) 歴史から学ぶハンセン病	6
(3) ハンセン病患者等の人権回復	7
III 取組の具体化	
小学校実践例	9
1 小学校第5学年	10
(1) 指導目標	10
(2) 指導計画	10
(3) 指導例	11
2 小学校第6学年	12
(1) 指導目標	12
(2) 指導計画	12
(3) 指導例	13
3 その他考えられる指導例	14
4 関連資料	15
① 「どうして、学校にきてはいけないのですか」	15
② ハンセン病患者等とその家族が受けてきた差別	16
③ ハンセン病について	17
④ ハンセン病の主な歴史 〈6年生児童用年表作成例〉	18
⑤ ハンセン病の主な歴史 〈教師用〉	19
⑥ 「らい予防法」と隔離政策	20
⑦ 現在の菊池恵楓園	21
⑧ くらしをよくするために　－菊池恵楓園－	22
⑨ わたしたちにできること	23
中学校実践例	25
1 中学校第1学年	26
(1) 指導目標	26
(2) 指導計画	26
(3) 指導例	27
2 中学校第2学年	28
(1) 指導目標	28

目
次

(2) 指導計画	28
(3) 指導例	29
3 中学校第3学年	30
(1) 指導目標	30
(2) 指導計画	30
(3) 指導例	31
4 その他考えられる指導例	32
5 関連資料	34
① 「正太郎へ」	34
② “お召し列車”	35
③ 大きな人生被害に立ち向かって	36
④ 菊池恵楓園の自治会活動	37
⑤ こころの声	39
高等学校実践例	41
1 高等学校第1学年	42
(1) 指導目標	42
(2) 指導計画	42
(3) 指導例	43
2 高等学校第2学年	44
(1) 指導目標	44
(2) 指導計画	44
(3) 指導例	45
3 高等学校第3学年	46
(1) 指導目標	46
(2) 指導計画	46
(3) 指導例	47
4 関連資料	48
① ハンセン病の医学的特性について	48
② ハンセン病における差別の背景	49
③ 療養所内での生活	50
④ 「らい予防法」における隔離政策の問題点	51
「らい予防法」廃止後の問題点	51

I 目 標



II 視点別目標等

(1) 医学から見るハンセン病

(目標) ハンセン病について正しい知識と理解を持つことができる。		
	目 標	内 容
小学校	○ ハンセン病について正しく理解することができる。	ア ハンセン病は感染力の極めて弱い病気であることを知る。 イ ハンセン病は遺伝病ではないことを知る。 ウ ハンセン病は治る病気であることを知る。 エ ハンセン病により外見上の変形が後遺症として残ることもあることを知る。
中学校	○ ハンセン病について正しい知識と理解を持つことができる。	ア ハンセン病は感染力が極めて弱い細菌による病気であり、遺伝しないことを理解する。 イ ハンセン病はすぐれた治療薬の開発により治るようになったことを知る。 ウ ハンセン病に対する誤解や偏見が差別を生んできたことを知る。 エ 世界のハンセン病に対する取組を知る。
高等学校	○ ハンセン病の医学的特性について学習し、ハンセン病治療の変遷を理解することができる。	ア ハンセン病の原因と症状及び感染・発症のしくみを理解する。 イ ハンセン病は適切な化学療法により治癒することを理解する。 ウ 外見の変形や病気への無知から社会の中に差別や偏見が生まれ、感染症として強制隔離されたことにより、さらに差別や偏見が助長されたことを知る。

(2) 歴史から学ぶハンセン病

(目標) ハンセン病に関する主な出来事を知るとともに、ハンセン病の歴史を通して差別の現実、解決に向けての取組を理解することができる。		
	目 標	内 容
小学校	○ ハンセン病の歴史を通して、差別の現実や解決に向けての取組を理解することができる。	ア ハンセン病に関する主な出来事について知る。 イ 「らい予防法」や隔離政策について知る。 ウ ハンセン病患者等が受けてきた人権侵害について知る。 エ 「らい予防法」の廃止を求める運動や待遇の改善を求める運動について知る。

中学校	<p>○ ハンセン病に対する予断と偏見による差別のおかしさに気づくとともに、自分の回りにある差別をなくそうとすることができる。</p>	<p>ア ハンセン病の歴史を知る。 イ 「らい予防法」による隔離政策が社会の偏見、差別を助長したことを知り、すべての人権問題においても、正しい理解と判断による行動が大切であることを学ぶ。 ウ 国立療養所菊池恵楓園での生活から、差別の現実を理解させるとともに、懸命にしかもたくましく生きてきた入所者の姿に学ぶ。</p>
高等学校	<p>○ ハンセン病に対する差別や偏見の歴史とその構造をとらえるとともに、身近にある差別をなくすと主体的に行動できる態度を身につけることができる。</p>	<p>ア ハンセン病に関する歴史を正しく理解する。 イ 菊池恵楓園、待労院、回春病院などの療養所での厳しい生活の中で、たくましく生きてきた患者の姿をとらえる。 ウ 強制隔離等に係わる事件を通して、当時のハンセン病に対する社会の認識を知ることにより、誤った知識が差別を助長させていくことを学ぶ。</p>

(3) ハンセン病患者等の人権回復

(目標)		
ハンセン病患者等の人権回復のために、その家族を含めたそれぞれの人たちの気持ちに共感し、差別や偏見のない社会を作ろうとする態度を身につけることができる。		
	目 標	内 容
小学校	<p>○ ハンセン病患者等が社会的に受けてきた差別や偏見を知り、その気持ちに共感するとともに、差別や偏見をなくしていくこうとする態度を身につけることができる。</p>	<p>ア ハンセン病患者等やその家族が社会的に受けてきた差別や偏見について知る。 イ ハンセン病患者等やその家族の気持ちや思いにふれる。 ウ 差別や偏見をなくしていくために自分たちにできることを考える。</p>
中学校	<p>○ ハンセン病患者等やその家族が受けた差別の痛みや思いに共感するとともに、人権回復の取組について理解し、共に生活できる社会をつくろうとする態度を身につけることができる。</p>	<p>ア ハンセン病に対する予断と偏見という社会復帰を妨げる壁が今なお残っていることを知る。 イ ハンセン病患者等の人権回復の取組が続けられていることを知るとともに、社会の中でのあらゆる差別解消に向けて自分に何ができるか考える。 ウ 社会復帰への「道のり」を知る。 エ 日本だけでなく各国でハンセン病患者等の人たちと共に生きる取組が行われていることを知る。</p>
高等学校	<p>○ ハンセン病患者等やその家族が受けた差別の痛みや思いに共感し、すべての人々が共に生きる社会に必要な相互の理解と人権尊重の精神を学び、人権が共存する社会を築いていこうとする態度を身につけることができる。</p>	<p>ア ハンセン病患者等の思いをたどり、差別や偏見からの痛みや苦しみに共感する。 イ ハンセン病患者等の人権回復や社会復帰を目指した「道のり」を理解し、社会の構成員のひとりとして、自分に何ができるか考え行動しようとする。 ウ すべての人が共に社会の構成員として互いを尊重し合い共生できる社会を築いていこうとする態度を身につける。</p>

中 学 校

実践例

1 中学校第1学年

(1) 指導目標

題 材	学習のねらい
ハンセン病とはどんな病気か	○ ハンセン病についての正しい理解と認識を深めさせる。 ○ 誤解や偏見が差別を生むことに気付かせ、正しく理解することの大切さを理解させる。
世界のハンセン病	○ 世界でのハンセン病に対する取組を知らせ、我が国におけるハンセン病への取組に关心を高めさせる。

(2) 指導計画（3時間取り扱い）

	学習内容	時	資料	視点
ハンセン病とはどんな病気か	1 ハンセン病はどんな病気か。 • 「らい菌」による感染症 • ハンセン病は遺伝しない。 • ハンセン病は治る。 2 ハンセン病患者やその家族はどんな生活を強いられたのかを考える。 • 強制的に療養所へ入所させられた（社会からの隔離） • 周りの人たちの偏見による差別（家族の思い） • 私たちにできることを考えてみよう。	1 1	参考資料 P 3～5 関連資料 ①② 指導例	(1)ア (1)イ (1)ウ (3)ア
世界のハンセン病	1 ハンセン病の制圧に成功した国々 • タイ　・スリランカ　・ベトナム • トーゴ　・ベニン　・ベネズエラ	1	参考資料 P 8～11	(1)ウ (1)エ (3)ウ

● 関係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

- ア ハンセン病は感染力の極めて弱い細菌による病気であり、遺伝しないことを理解する。
 イ ハンセン病はすぐれた治療薬の開発により治るようになったことを知る。
 ウ ハンセン病に対する誤解や偏見が差別を生んできたことを知る。
 エ 世界のハンセン病に対する取組を知る。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

- ア ハンセン病に対する予断と偏見という社会復帰を妨げる壁が今なお残っていることを知る。
 ウ 社会復帰への「道のり」を知る。

(3) 指導例

題材	ハンセン病はどんな病気か
----	--------------

<指導にあたって>

「らい予防法」の制定により、ハンセン病患者は療養所に強制的に隔離された。患者の家は消毒され、感染しやすいこわい病気だという間違った知識が広まった。また、「プロミン」という治療薬が開発されるまでは不治の病であると思われていたし、病気は完治していても後遺症による外見の変形と、病気が感染するのではないかという不安から、社会から排除するという間違った考えが浸透していった。このように差別の背景としては、病気に対する正しい認識が欠けていたことが一番の要因である。

そこで、ハンセン病について正しく理解することで、病気や患者に対する偏見を払拭していくことを目的としている。この学習に当たっては、HIV感染者への差別や偏見と重ねながら、差別や偏見をなくすには病気について正しく知ることが大事であることを学ばせる。

<学習指導例・2／3>

目標	誤解や偏見が差別を生むことに気づき、正しく理解することの大切さがわかる。
----	--------------------------------------

	学習活動	教師の支援	備考
気づき	1 ハンセン病はどのような病気だったかを振り返る。 2 ハンセン病を発病した人やその家族がどんな生活を強いられたのかを調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気の特徴を確認する。 ○ 関連資料を調べることを通して、ハンセン病患者の方や家族の思いを知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・「らい予防法」による隔離政策 ・全国の療養所に強制的に入れられたこと ・家族はハンセン病患者がいることを知られたくない、周囲の人隠していたこと 	参考資料 P 3～5 関連資料 ①②
	ハンセン病患者やその家族は、なぜこんなつらい思いをしなければならなかっただのだろうか。		
考え方	3 偏見や差別を生みだしたのは何かを考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染する病気として恐れられていた。 ・治らない病気だと思われていた。 ・外見上の変形が後遺症として残ることもある。 4 治療法も確立しており完治させることができる事を確認する。 5 学習した内容をまとめ、自分にできることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誤解や偏見が差別を生みだしたこと気づかせ、自分たちの生活にも関わることとして考えさせる。 ○ 病気について正しい知識を再確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病について正しく知ることが、差別や偏見をなくしていくことにつながることを確認させる。 ○ 偏見や差別をなくすためには、病気について正しく知り理解することが大切であることを、家族や友達に伝えることから始めるなど具体的に考えさせる。 	
行動化			

● 授業のポイント

正しく理解することが差別をなくし、共に暮らせる社会をつくる第一歩であることを強く念頭に置くこと。

2 中学校第2学年

(1) 指導目標

題 材	学習のねらい
ハンセン病の歴史	○ ハンセン病の歴史を知ることで、なぜ差別や偏見が生まれてきたのかを知り、差別や偏見をなくしていこうとする意欲を育てる。
国立療養所菊池恵楓園	○ 菊池恵楓園の社会的役割と入所してきた人たちや家族の思いにふれ、その生き方に学ぶことで、自分の生き方を見つめ直し差別のない社会の実現をめざそうとする態度を養う。

(2) 指導計画（3時間取り扱い）

	学習内容	時	資料	視点
ハンセン病の歴史	1 ハンセン病の歴史を知る。 ・日本のハンセン病の歴史を調べる。 ・差別はなぜ続いたのかを調べる。 「らい予防法」による隔離政策 「らい予防法」の廃止 ・解決に向けての取組を理解する。	1	関連資料 ③ 参考資料 P18~20	(2)ア (1)ア (1)イ (2)イ (1)ウ (3)イ
国立療養所菊池恵楓園	1 菊池恵楓園について調べる。 ・入所者の思いにふれて ・家族の思いにふれて ・恵楓園での生活 2 私たちにできることを話し合ってみよう。	1	関連資料 ④ 指導例 参考資料 P14, 17	(2)ウ (3)ア

● 關係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

- ア ハンセン病は感染力の極めて弱い細菌による病気であり、遺伝しないことを理解する。
 イ ハンセン病はすぐれた治療薬の開発により治るようになったことを知る。
 ウ ハンセン病に対する誤解や偏見が差別を生んできたことを知る。

(2) 歴史から学ぶハンセン病

- ア ハンセン病の歴史を知る。
 イ 「らい予防法」による隔離政策が社会の偏見、差別を助長したことを知り、すべての人権問題においても、正しい理解と判断による行動が大切であることを学ぶ。
 ウ 国立療養所菊池恵楓園での生活から、差別の現実を理解させるとともに、懸命にしかもたくましく生きてきた入所者の姿に学ぶ。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

- ア ハンセン病に対する予断と偏見という社会復帰を妨げる壁が今なお残っていることを知る。
 イ ハンセン病患者等の人権回復の取組が続けられていることを知るとともに社会の中でのあらゆる差別解消にむけて自分に何ができるか考える。

(3) 指導例

題材	国立療養所菊池恵楓園
----	------------

《指導にあたって》

我が国のハンセン病の歴史を知ることで、ハンセン病に対する予断と偏見による差別のおかしさに気づくとともに、ハンセン病問題をはじめ自分の身の回りにある偏見や差別をなくしていくとする態度を育てる。

そこで、「らい予防法」が廃止され、菊池恵楓園入所者の環境や生活の変化を調べる活動を通して、受けた差別について入所者や家族の思いにふれながら、差別の中でたくましく生きてきた入所者の姿に学ばせる。

《学習指導例・2/3》

目標	国立療養所菊池恵楓園で差別に負けずにたくましく生きてきた入所者の方々の姿を知ることで、自分の生活を見つめ直すことができる。
----	---

	学習活動	教師の支援	備考
気づき	1 既に学習した菊池恵楓園での生活の様子を振り返る。 2 現在の恵楓園の生活の様子を調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期の恵楓園での生活から、人権侵害の状況を振り返る。 (園での生活) <ul style="list-style-type: none"> ・壁が取り払われ自由に出入りができる。 ・園の外で生活できる。 (園内で行われる行事) <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・盆踊り大会 ・文芸活動（短歌、俳句、写真、絵画等） 	関連資料 ④ 参考資料 P14
考え方	3 自治会活動のあゆみの中から生活改善のための入所者の生き方について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動や自分たちの生活を高める生き方を学ばせる。 ○ 自由な意見交換をうながす。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会のはたらき ・自分自身を大切に ・助け合い、支え合う生き方 	
行動化	4 園内における人権回復の活動内容を知る。 5 学習した内容をまとめ、自分にできることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権回復の活動を、資料を基に学習する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動 ・プロミン獲得運動 ・園内での人権回復活動（機関誌等の発行） ○ 自分の生活を見つめ直し、自分にできることを考える。 	関連資料 ④ 参考資料 P17

● 授業のポイント

療養所の中で助け合い、生きることへの希望を求めて生活してこられたたくましさに気づかせる。

3 中学校第3学年

(1) 指導目標

題 材	学習のねらい
ハンセン病回復者の方々の今の声から	○ ハンセン病回復者の声をもとに、現在どんな差別があるのかを明らかにし、自分の生活と重ねながら思いや願いを受け止めさせる。
ハンセン病患者等の人権回復	○ ハンセン病患者等の人権を取り戻す運動について理解し、共に生活できる社会をつくろうとする態度を育てる。

(2) 指導計画 (3時間取り扱い)

	学習内容	時	資料	視点
ハンセン病回復者の方々の今の声から	1 ハンセン病回復者の方々の声から、現在どんな差別があるのかを明らかにする。 ・社会復帰の壁 ・家族と暮らせないこと ・まだ残っている偏見や差別 2 自分の生活と重ねて考える。	1 指導例	参考資料 P25 関連資料 ③⑤	(3)ア (1)ウ
ハンセン病患者等の人権回復	1 「プロミン獲得運動」について 2 「らい予防法」廃止後の残された課題 3 ハンセン病回復者や家族の思いや願いを受け止める。 4 身近な人や家族と話し合ってみよう。	2	参考資料 P17~20	(3)イ (3)ア (3)ウ (3)エ

● 関係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

ウ ハンセン病に対する誤解や偏見が差別を生んできたことを知る。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

ア ハンセン病に対する予断と偏見という社会復帰を妨げる壁が今なお残っていることを知る。

イ ハンセン病患者等の人権回復の取組が続けられていることを知るとともに社会の中でのあらゆる差別解消にむけて自分に何ができるか考える。

ウ 社会復帰への「道のり」を知る。

エ 日本だけでなく各国でハンセン病患者等の人たちと共に生きる取組が行われていることを知る。

(3) 指導例

題 材	ハンセン病回復者の方々の今の声から
-----	-------------------

《指導にあたって》

「らい予防法」を背景としてハンセン病患者を自分の県からなくす「無らい県運動」が官民一体となって行われ、患者だけでなくその家族までもがいろいろな差別を受けてきた。この隔離政策は、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまでの長い年月にわたって続いたため、入所者の方も高齢となり、療養所を出て社会復帰している人は少ない状況にある。そこで、ハンセン病患者等やその家族の気持ちを自分のこととして受け止めさせ、これから社会づくりはどうあるべきかを考えさせる。

《学習指導例・1／3》

目 標	ハンセン病回復者の声をもとに、現在どのような差別があるのかを明らかにし、自分の生活と重ねながら思いや願いを受け止めることができる。
-----	---

	学習活動	教師の支援	備考
気づき	1 ハンセン病回復者が詠まれた短歌について考える。 2 ハンセン病回復者の声を聞き、その思いや願いについて共感する。 •「たとえ一時的にしろ地域社会で暮らしたい。」 •「両親の墓参りは気兼ねなくしたい。」 •「自分が死んだら、ふるさとの墓に埋葬してもらいたい。」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1996（平成8）年、「らい予防法」が廃止されたが、それまでの間、人権を侵害され、社会と隔離され、療養所で暮らすことを余儀なくされたことに想いをめぐらす。 ○ 現在でも全国の療養所では、約4000人の方が生活していることを伝える。 <ul style="list-style-type: none"> •人として当然な願いであり、特別な要求ではないこと •自分もそう思っていること（共感） 	参考資料 P25 関連資料 ③
恵楓園のようすやくらしが、なぜこのように変わっていったのでしょうか。			
考え	3 社会復帰に必要なことは何かを考える。 ○ ハンセン病回復者が社会復帰するために必要なことはなんだろう。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回復者の方が社会復帰や地域との交流にためらいがあることについて考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> •病気に対する偏見や差別 •高齢 •身寄りが無い •身体的な後遺症 ○ アメリカのミエン・ファム・ペルチエさんの社会復帰の時の言葉から、回復者の方の思いと私たちの関わりを考える。 <ul style="list-style-type: none"> •「僕が好きなのは君という人間だから。」 •「でも、これまでよりもっと君のことを尊敬するよ。」 •病気のことについて正しく理解し、偏見や差別ではなく、人権尊重の精神を持つこと 	関連資料 ⑤
行動化	4 学習した内容をまとめ、自分にできることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会復帰を支えるために自分には何ができるのか具体的に考えさせる。 	

● 授業のポイント

ハンセン病回復者の方や家族のことばを深く考えさせる。

※本指導にあたっては、関連資料⑤に即し「回復者」という表現で授業を進めている。「回復者」という言葉の中に、ハンセン病が治癒した「回復」だけでなく、日常生活の中でたくましく生き、「真の回復」を目指す人の姿に思いを馳せたい。

4 その他考えられる指導例

《指導例1》

(1) 総合的な学習の時間（3年）

(2) 活動内容

① 活動名

「人権文化の創造をめざして」

② 活動のねらい

- ・自分をとりまく地域の現状や問題点をみつめながら、一人一人がよりよく生きようとする態度を育てる。
- ・自分の将来について考え、様々な困難や問題点に対しても、積極的に解決しようとする態度を育てる。（個人課題設定）

③ 活動計画

平成〇〇年度 〇〇中3年総合的な学習内容

総時数	時間	学習の流れ	学習内容	教科との関連
1.2	2	オリエンテーリング 自己評価表を作成	学年全体オリエンテーション 「人権文化の創造をめざして」	社会、国語
3~11	9	動機づけ (講話など) (フィールドワーク)	世界の中での人権問題について出し合う。	社会、国語 理科
12.13	2	グルーピング	自分が取り組みたい内容を決め、グループに分かれる。 「病気による差別問題」	
14~17	4	課題設定 討論	さらに班に分かれて、課題を検討 「ハンセン病について正しく理解し、周りの対応を知る」	社会、理科 国語
18~21 22~27	4 6	問題解決 フィールドワーク	図書やインターネットで調べる。 菊池恵楓園を訪問 VTRや写真、インタビューの記録	社会、理科 国語
28~31	4	まとめ	レポート、プレゼンテーションソフト、広用紙等を使って調べたことをまとめる。	数学、社会 理科、国語 美術
32.33	2	中間発表	グループで発表する。代表の班が学年全体の中で発表する。討論・提案	国語
34.35	2	課題修正	討論をもとに課題修正。「あつい壁」やVTRなどを視聴	社会
36~39	4	問題解決	「ハンセン病問題を周囲に知ってもらうには」を課題に、文化祭で劇に取り組むことを提案	社会、国語 理科、技家
40~47	8	文化祭の準備	劇や映画のあらすじ・台本作成。恵楓園の方々の協力	国語、美術 音楽
48.49	2	まとめ	文化祭に取り組んでの感想	国語、英語
50~54	3	振り返り(自己評価) 論文書き	個人論文作成	国語、社会

※文化祭に菊池恵楓園の方々をお招きしての交流。

その後も手紙のやり取りなど卒業式まで続く交流。

今後はPTAが恵楓園を訪問。さらに職員が研修として訪問予定。

《指導例 2》

(1) 総合的な学習の時間（2年）

(2) 活動内容

① 活動名

菊池恵楓園入所者の方々との交流学習（訪問）

② 活動のねらい

- ・入所者の方々との交流を通して、正しいことを知ることの大切さや、人と人との出会いふれあっていくことのすばらしさを感じ取ることができる。
- ・差別や偏見に負けず、がんばって生きてこられた入所者の方々の思いを自分のことと重ねて考えていきながら、自分にできることを考えていくことができる。

③ 活動計画（7時間扱い）

活動内容	時間	教師の支援	備考
1 恵楓園のことについて調べる。 (事前学習)	2	○事前学習の内容を明確にする。 (1)園内見学（班別行動）のコースと見学場所の決定 (2)交流会（全体会）の司会進行等の準備 (3)質問事項の整理 (4)交流の内容と諸注意	ハンセン病についての学習は事前に済ませておくこと。
2 恵楓園訪問 (1)園内見学 (2)交流会（全体会） (3)交流会 (入所者の方の部屋に分かれて)	4	(1)園内見学 <ul style="list-style-type: none"> ・見学時間は30分程度 ・見学は記録をとりながら行う。（記録用紙の配布） ・見学時の諸注意 (2)交流会（全体会） <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の方々に話していただく内容の確認 ・質問事項は事前に渡しておく。 (3)交流会（入所者の方の部屋に分かれて） <ul style="list-style-type: none"> ・肩もみや手遊びなど無理のない内容で行わせる。 	園内におけるマナーを守る。 自治会の方々との事前の打ち合わせを密にしておく。
3 訪問後のまとめ	1	○訪問後のまとめをするとともに恵楓園の方々にお礼の手紙などを書かせる。 ○これから自分たちにできることはどんなことかを考えさせる。	今後も交流がつながっていくようにする。

● 活動のポイント

事前学習を十分に行う。特にそれぞれが課題を持って訪問することが大切である。